

分 別 収 集 計 画
(第 6 期)

遠賀・中間地域広域行政事務組合

平 成 2 2 年 6 月

遠賀・中間地域広域行政事務組合 分別収集計画

平成 22 年 6 月 14 日

1. 計画策定の意義

本組合は、中間市と遠賀郡 4 町（水巻町・岡垣町・芦屋町・遠賀町）で構成された一部事務組合であり、廃棄物処理はその主な事務の一つである。

ごみ処理については、収集運搬、中間処理、最終処分（可燃ごみを除く。）を組合で共同処理しているため、本計画についても組合で一括策定するものである。

近年、地球温暖化をはじめ環境対策は世界共通の課題となっている。

身近な環境問題として生活様式の多様化や産業構造の変化に伴い発生する複雑多岐にわたる廃棄物を環境に配慮して適正に処理することは自治体に課せられた重要な課題である。

このような課題を解決し、快適で潤いのある生活環境をつくり維持していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し廃棄物循環型のごみゼロ社会を目指していくことが必要であり、そのためには住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を自覚し、三者が一体となった取り組みを進めていくことが重要である。

管内のごみ処理については、平成 19 年 4 月から稼働の遠賀・中間リレーセンターで可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを中間処理し、その内可燃ごみについては、北九州市に焼却処理を委託している。

また、中間・遠賀リサイクルプラザでは、ビン・カン、ペットボトル、紙パック、プラスチック製容器包装の中間処理を行っている。

組合並びに構成市町では北九州市と一体となり、廃棄物の減量やごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生（リサイクル）の 3 R を基本とした資源循環型社会の構築に向けた取り組みを実施している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第 8 条の規定に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度に渡る向こう 5 カ年の容器包装廃棄物の分別収集計画を定めたものである。

2. 基本的方向

組合及び構成市町（水巻町・岡垣町・芦屋町・遠賀町・中間市）は、次の基本的方向で相互に協力する。

ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築

住民、事業者、行政が一体となった排出抑制、資源化、再生品の積極的な利用等の促進

廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全

環境保全・資源循環を前提とした適切な処理施設の建設

不法投棄の根絶等をはかり環境美化を推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

管内から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりである。

容器包装廃棄物の排出量

（単位：t）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
組 合		9,968	9,778	9,590	9,409	9,231
各 市 町 内 訳	中 間 市	3,298	3,235	3,173	3,114	3,055
	水 巻 町	2,151	2,109	2,068	2,031	1,992
	芦 屋 町	1,014	997	979	960	939
	岡 垣 町	2,094	2,054	2,014	1,975	1,939
	遠 賀 町	1,411	1,383	1,356	1,329	1,306

【種類ごとの内訳】

(単位：t)

種 類	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無色びん	882	865	849	834	817
茶色びん	662	649	637	625	613
その他びん	220	217	213	208	205
紙製容器包装	1,985	1,946	1,910	1,873	1,837
ペットボトル	617	606	595	582	571
プラ製容器包装	3,440	3,375	3,310	3,248	3,186
(うちトレイ)	88	87	85	83	82
スチール缶	309	303	296	291	286
アルミ缶	309	303	296	291	286
ダンボール	1,235	1,211	1,188	1,166	1,144
紙パック	309	303	296	291	286

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育・啓発活動の充実

廃棄物に関する意識の高揚

ごみ減量、リサイクル推進のため、リレーセンターやリサイクルプラザの見学などあらゆる機会を通じ、住民、事業者に対し、ごみ排出量や処理経費の実態を示すなど、リサイクル推進の必要性の認識を深めてもらう。

容器包装リサイクル法についての周知

容器包装リサイクル法の趣旨と排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。（ポスター・チラシ・広報誌等による）

(2) 排出抑制と資源化の実施

排出抑制の方策

従来からビン・カン類を資源ごみとした分別収集を行っていたが、平成5年1月の家庭系ごみの指定袋制、平成9年9月の事業所ごみの指定袋制、さらに平成19年4月からプラスチック製容器包装指定袋制の導入を行い、分別の徹底、排出抑制を図っている。この制度では、ビン・カン並びにプラスチック製容器包装は資源ごみとして、指定袋の価格を低く設定することで分別排出を促し、資源化を推進している。

集団資源回収等の推進

各市町において実施している集団資源回収で回収される資源物は年間に4,700 t（うち容器包装類約 970 t）を超える実績がある。今後もこの地域集団回収を促進するため、各市町による登録団体へ奨励金助成を継続していく。

以下に、住民、事業者、行政それぞれの役割を示す。

《 住民の役割 》

- ア ライフスタイルの見直し
 - ・ごみ問題を意識した購買
 - ・不用品の有効利用
- イ ごみ減量化・リサイクルに適した商品の購入
 - ・使い捨て商品の使用の自粛
 - ・再生品の利用拡大
 - ・エコマーク商品などの利用
- ウ 簡易包装に対する協力
 - ・簡素な包装の商品の選択
 - ・紙パックなどの販売店回収への協力
 - ・買い物袋などの持参

《 事業者の役割 》

- ア 流通・販売段階での簡易包装の推進
 - ・リサイクルの容易な包装資材の使用
 - ・簡易包装の推進
 - ・商品の包装に対する自主基準の設定
- イ リサイクル型商品や再生品の普及
 - ・減量化・リサイクルに適した商品の積極的取扱い
 - ・リサイクル型商品や再生品の積極的 P R
- ウ 販売した商品の自主回収の促進
 - ・空きびんポストなどの回収容器等の設置
 - ・家具、家電、自転車などの販売店回収の拡大
- エ 事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

《 行政の役割 》

- ア P R・啓発活動の実施
 - ・住民、事業者に対する減量化・資源化の啓発
- イ 環境教育の推進
 - ・学習会、施設見学会等
- ウ ごみ管理の指導
 - ・ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底
 - ・減量化・リサイクル推進体制の充実
- エ ごみの収集手数料等の見直し

- オ 減量化、資源化の環境づくり
 - ・ 公共施設等を回収拠点などに活用
 - ・ リサイクル情報や回収機器の提供
 - ・ 処理施設整備
- カ 資源ごみ集団回収の促進
 - ・ 集団回収登録団体の拡大
 - ・ 集団回収助成金制度や優良団体の表彰
- キ リレーセンターへ自己搬入された段ボールの資源化

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

収集運搬体制、施設処理体制の効率性や経済性を総合的に検討し、分別収集をおこなう容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定める。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
	定期収集等	集団回収
スチール缶	ビン・カン（指定袋）	
アルミ缶		
無色のガラス製容器		-
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
紙製容器	紙パック（拠点回収）	
ペットボトル	ペットボトル（拠点回収）	-
食品トレイ	食品トレイ（拠点回収）	-
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装（指定袋）	-
紙製容器包装	可燃ごみ	
段ボール		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込みは、下表のとおりである。

[組合全体]

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	310		293		278		265		253	
アルミ缶	212		208		205		202		199	
無色ガラス	(合計) 76									
	(引渡) 70	(独自処理) 6								
茶色ガラス	(合計) 206		(合計) 211		(合計) 218		(合計) 226		(合計) 234	
	(引渡) 140	(独自処理) 66	(引渡) 146	(独自処理) 65	(引渡) 152	(独自処理) 66	(引渡) 159	(独自処理) 67	(引渡) 166	(独自処理) 68
その他ガラス	(合計) 237		(合計) 238		(合計) 239		(合計) 240		(合計) 241	
	(引渡) 28	(独自処理) 209	(引渡) 29	(独自処理) 209	(引渡) 30	(独自処理) 209	(引渡) 31	(独自処理) 209	(引渡) 32	(独自処理) 209
紙パック	31		33		35		37		39	
ダンボール	906		941		976		1,011		1,046	
その他紙容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 267		(合計) 286		(合計) 305		(合計) 324		(合計) 343	
	(引渡) 267	(独自処理) 0	(引渡) 286	(独自処理) 0	(引渡) 305	(独自処理) 0	(引渡) 324	(独自処理) 0	(引渡) 343	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 677		(合計) 654		(合計) 631		(合計) 609		(合計) 588	
	(引渡) 677	(独自処理) 0	(引渡) 654	(独自処理) 0	(引渡) 631	(独自処理) 0	(引渡) 609	(独自処理) 0	(引渡) 588	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

上記のうち、ガラス・缶・紙パック・ダンボールは、各市町集団回収量を含む。

〔内訳：中間市〕

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	112		109		107		105		104	
アルミ缶	72		71		71		71		71	
無色ガラス	(合計) 24									
	(引渡) 22	(独自処理) 2								
茶色ガラス	(合計) 58		(合計) 61		(合計) 64		(合計) 67		(合計) 70	
	(引渡) 45	(独自処理) 13	(引渡) 48	(独自処理) 13	(引渡) 50	(独自処理) 14	(引渡) 52	(独自処理) 15	(引渡) 55	(独自処理) 15
その他ガラス	(合計) 76		(合計) 77		(合計) 78		(合計) 79		(合計) 80	
	(引渡) 10	(独自処理) 66	(引渡) 11	(独自処理) 66	(引渡) 12	(独自処理) 66	(引渡) 13	(独自処理) 66	(引渡) 14	(独自処理) 66
紙パック	11		12		13		14		15	
ダンボール	326		329		332		335		338	
その他紙容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 98		(合計) 105		(合計) 112		(合計) 119		(合計) 126	
	(引渡) 98	(独自処理) 0	(引渡) 105	(独自処理) 0	(引渡) 112	(独自処理) 0	(引渡) 119	(独自処理) 0	(引渡) 126	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 205		(合計) 197		(合計) 189		(合計) 182		(合計) 175	
	(引渡) 205	(独自処理) 0	(引渡) 197	(独自処理) 0	(引渡) 189	(独自処理) 0	(引渡) 182	(独自処理) 0	(引渡) 175	(独自処理) 0
	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
(うち 白色ト レイ)	(引渡) 0	(独自処理) 0								

〔内訳：水巻町〕

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	61		56		52		48		44	
アルミ缶	42		41		40		39		38	
無色ガラス	(合計) 17									
	(引渡) 16	(独自処理) 1								
茶色ガラス	(合計) 44		(合計) 45		(合計) 47		(合計) 50		(合計) 52	
	(引渡) 30	(独自処理) 14	(引渡) 32	(独自処理) 13	(引渡) 34	(独自処理) 13	(引渡) 36	(独自処理) 14	(引渡) 37	(独自処理) 15
その他ガラス	(合計) 51									
	(引渡) 6	(独自処理) 45								
紙パック	8		9		10		11		12	
ダンボール	161		170		179		188		197	
その他紙容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 58		(合計) 62		(合計) 66		(合計) 70		(合計) 74	
	(引渡) 58	(独自処理) 0	(引渡) 62	(独自処理) 0	(引渡) 66	(独自処理) 0	(引渡) 70	(独自処理) 0	(引渡) 74	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 142		(合計) 137		(合計) 132		(合計) 127		(合計) 122	
	(引渡) 142	(独自処理) 0	(引渡) 137	(独自処理) 0	(引渡) 132	(独自処理) 0	(引渡) 127	(独自処理) 0	(引渡) 122	(独自処理) 0
	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
(うち 白色ト レイ)	(引渡) 0	(独自処理) 0								

〔内訳：芦屋町〕

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	33		31		29		27		25	
アルミ缶	20		19		18		17		16	
無色ガラス	(合計) 8									
	(引渡) 7	(独自処理) 1								
茶色ガラス	(合計) 23		(合計) 24		(合計) 25		(合計) 26		(合計) 27	
	(引渡) 16	(独自処理) 7	(引渡) 16	(独自処理) 8	(引渡) 17	(独自処理) 8	(引渡) 18	(独自処理) 8	(引渡) 19	(独自処理) 8
その他ガラス	(合計) 26									
	(引渡) 3	(独自処理) 23								
紙パック	2		2		2		2		2	
ダンボール	78		75		72		69		66	
その他紙容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 20		(合計) 21		(合計) 22		(合計) 23		(合計) 24	
	(引渡) 20	(独自処理) 0	(引渡) 21	(独自処理) 0	(引渡) 22	(独自処理) 0	(引渡) 23	(独自処理) 0	(引渡) 24	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 68		(合計) 65		(合計) 62		(合計) 59		(合計) 56	
	(引渡) 68	(独自処理) 0	(引渡) 65	(独自処理) 0	(引渡) 62	(独自処理) 0	(引渡) 59	(独自処理) 0	(引渡) 56	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

〔内訳：岡垣町〕

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	63		59		55		52		49	
アルミ缶	48		48		48		48		48	
無色ガラス	(合計) 16									
	(引渡) 15	(独自処理) 1								
茶色ガラス	(合計) 49		(合計) 49		(合計) 49		(合計) 49		(合計) 50	
	(引渡) 29	(独自処理) 20	(引渡) 30	(独自処理) 19	(引渡) 30	(独自処理) 19	(引渡) 31	(独自処理) 18	(引渡) 32	(独自処理) 18
その他ガラス	(合計) 51									
	(引渡) 5	(独自処理) 46								
紙パック	6		6		6		6		6	
ダンボール	176		187		198		209		220	
その他紙容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 53		(合計) 58		(合計) 63		(合計) 68		(合計) 73	
	(引渡) 53	(独自処理) 0	(引渡) 58	(独自処理) 0	(引渡) 63	(独自処理) 0	(引渡) 68	(独自処理) 0	(引渡) 73	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 165		(合計) 160		(合計) 155		(合計) 150		(合計) 146	
	(引渡) 165	(独自処理) 0	(引渡) 160	(独自処理) 0	(引渡) 155	(独自処理) 0	(引渡) 150	(独自処理) 0	(引渡) 146	(独自処理) 0
(うち 白色ト レイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

〔内訳：遠賀町〕

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶	41		38		35		33		31	
アルミ缶	30		29		28		27		26	
無色ガラス	(合計) 11									
	(引渡) 10	(独自処理) 1								
茶色ガラス	(合計) 32		(合計) 32		(合計) 33		(合計) 34		(合計) 35	
	(引渡) 20	(独自処理) 12	(引渡) 20	(独自処理) 12	(引渡) 21	(独自処理) 12	(引渡) 22	(独自処理) 12	(引渡) 23	(独自処理) 12
その他ガラス	(合計) 33									
	(引渡) 4	(独自処理) 29								
紙パック	4		4		4		4		4	
ダンボール	165		180		195		210		225	
その他紙容器	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
ペットボトル	(合計) 38		(合計) 40		(合計) 42		(合計) 44		(合計) 46	
	(引渡) 46	(独自処理) 0	(引渡) 52	(独自処理) 0	(引渡) 58	(独自処理) 0	(引渡) 64	(独自処理) 0	(引渡) 70	(独自処理) 0
プラ容器包装	(合計) 97		(合計) 95		(合計) 93		(合計) 91		(合計) 89	
	(引渡) 97	(独自処理) 0	(引渡) 95	(独自処理) 0	(引渡) 93	(独自処理) 0	(引渡) 91	(独自処理) 0	(引渡) 89	(独自処理) 0
┌ (うち │ 白色ト │ レイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

・ スチール缶、アルミ缶、ビン類、紙パック

リサイクルプラザの分別基準適合物ごとの直近年度の処理量に、過去5ヶ年の処理増減率のうち、最高値、最低値を除いた3ヶ年の増減率で算出し、併せて、各市町の集団回収見込み量を加算した。

$$= (\text{直近年度の分別基準適合物処理実績} \times \text{上記3ヶ年処理増減率}) + \text{各市町集団回収見込み量}$$

・ ペットボトル

リサイクルプラザの分別基準適合物ごとの直近年度の処理量に、過去5ヶ年の処理増減率のうち、最高値を除いた4ヶ年の増減率で算出した。

$$= \text{直近年度の分別基準適合物処理実績} \times \text{上記4ヶ年処理増減率}$$

・ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装については、平成19年度より分別回収を実施したため、19年度から21年度の3ヶ年の処理量の推移から増減率で算出した。

$$= \text{直近年度の分別基準適合物処理実績} \times \text{上記3ヶ年処理増減率}$$

・ 紙製容器包装

紙製容器包装については、各市町集団回収の雑誌として回収しているが、回収実態が不明であるため、未計上とした。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)
 分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	資源ごみ (びん・缶)	委託業者等による 指定日回収	(リサイクルプラザで 選別・圧縮・保管)
アルミ缶			
無色びん			
茶色びん			
その他びん			
紙パック	紙パック(拠点回収)	委託業者による 随時収集	(リレーセンターで 圧縮、中継処理)
ペットボトル	ペットボトル(拠点回収)		
食品トレイ	食品トレイ(拠点回収)		
プラスチック製容器包装	資源ごみ (プラスチック製容器包装)	委託業者等による 指定日回収	
その他紙製容器包装	可燃ごみ		
段ボール			

なお、各市町での自治会や子供会の集団回収が進んでいる容器包装(スチール缶・アルミ缶・茶色びん・その他びん・紙パック・段ボール・紙製容器包装)については、今後も積極的に取り組み資源化を推進する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

定期収集並びに拠点回収した容器包装類(ビン・カン、紙パック、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック製容器包装)は、リサイクルプラザにおいて選別・圧縮・保管しているが、必要に応じて施設整備についての検討を行う。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みをすすめる。

- (1) 管内住民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- (2) 自治会・団体等の資源集団回収に対する支援を継続して実施する。
- (3) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、組合、関係市町の広報誌、ホームページ等を活用した広報を積極的に行う。
- (4) 分別収集計画記載事項の実績を検証し、3年後の計画改定時に反映させる。